



議案第五十一号

町道路線の認定について

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）
第八条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年四月二十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾五年四月廿四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

路線番号	路線名	起	終	延長	巾員
三〇九	木地山線	三朝町大字木地山字冢廻 り六七九番地先	三朝町大字木地山字五輪 原五五二番一地先	六三・五 メートル	六・八〇七・八 メートル
三一〇	下谷向原線	三朝町大字下谷字向う原 五九〇番四地先	三朝町大字下谷字向う原 五五〇番二地先	二二七・〇 メートル	三・三〇六・六 メートル
三一	ヲコ谷線	三朝町大字小河内字ヲコ 谷六一〇番一地先	三朝町大字小河内字ヲコ 谷六〇五番地先	九一・〇 メートル	二・〇〇四・〇 メートル
三一二	助谷神社線	三朝町大字助谷字大畑ケ 八五四番一地先	三朝町大字助谷字大畑ケ 八五四番五地先	四五・〇 メートル	二・〇メートル